

令和2年度 介護職員処遇改善計画書・  
介護職員等特定処遇改善計画書作成の留意事項について

令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（以下「計画書」という。）について、あらかじめ本留意事項及び別添通知等を確認していただいた上で、作成、提出してください。

記

1. 令和2年度から新たに加算を算定する場合、及び令和元年度と異なる区分の加算を算定する場合は、**事業所ごとに**、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等※（以下「加算届出書」という。）及び体制等状況一覧表の提出が必要です。  
※ ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
・地域密着型サービス事業者等介護報酬の加算届  
・介護予防・日常生活支援総合事業費（第1号訪問事業・第1号通所事業）算定に係る体制等に関する届出書
2. 留意事項1の加算届出書は、令和2年4月または5月から算定を開始する場合は、**令和2年4月15日（水）（必着）**までに届け出てください。6月以降に算定する場合は、算定を開始しようとする月の前々月の末日までに届け出てください。
3. 横須賀市以外に所在する事業所を含めて計画書を作成する場合は、その事業所の所在する自治体（指定権者）にも届出が必要となります。
4. 計画書は、介護保険サービスと第1号事業それぞれ1部ずつ（計2部）を提出いたしていましたが、令和2年度からは、介護保険サービスと第1号事業**あわせて1部**をご提出ください。
5. 就業規則又は給与規程（就業規則とは別に作成している場合）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書の写し等）については**提出不要**ですが、計画書の審査時に提出を求められる場合がありますので、事業所において適切に保管してください。
6. 「令和2年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書管理票」については**提出不要**ですが、受領書を希望される場合は返信用封筒1部を添付の上、提出してください。  
ただし、留意事項1の加算届出書には、管理票及び返信用封筒の添付が必要になります。
7. 計画書等の提出書類に、法人代表者印の**押印は不要**としますが、必ず**法人代表者が計画書等の内容を確認した上で**提出してください。  
ただし、留意事項1の**加算届出書の押印は必要**です。

8. 他自治体に所在し、自治体（指定権者）へ計画書を提出している地域密着型サービス事業所及び第1号事業所について、横須賀市の利用者がいる場合は、横須賀市へ計画書の提出が必要です。

また、横須賀市に所在する地域密着型サービス事業所及び第1号事業所について、他自治体の利用者がいる場合は、他自治体へ計画書の提出が必要となります。詳しくは、各自治体（指定権者）へお問い合わせください。

9. 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は、平成30年度介護報酬改定において、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、一定の経過措置期間を設けた上で廃止することとされました。経過措置期間は、現時点では未定ですが、これまで加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定していた事業者においては、可能な限り加算（Ⅲ）以上の要件を満たした上で、算定するようにしてください。

10. 介護老人福祉施設の空床を利用した短期入所生活介護については、介護老人福祉施設が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている場合、一体的に運営している短期入所生活介護についても介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件を満たしているものとして届出が可能です。

11. 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を新たに算定する場合及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）に区分を変更する場合は、当該加算を算定するための要件となっているサービス提供体制強化加算（Ⅰ）等の各種加算の届け出を、計画書の提出時には行っている必要があります。サービス提供体制強化加算（Ⅰ）等の届出期日は通常どおりであり、計画書の提出期日と同日ではありませんので、ご注意ください。